

令和5年度鳥取県会計年度任用職員（一時保護指導員） 採用試験募集案内

◆鳥取県倉吉児童相談所◆
〒682-0881 倉吉市宮川町二丁目36
電話(0858)23-1141 担当：林
<https://www.pref.tottori.lg.jp/kurayoshijidou/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和5年1月13日（金）～令和5年2月1日（水） ◎提出書類を鳥取県倉吉児童相談所へ直接持参又は郵送してください。 ◎郵送による場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。 なお、令和5年2月1日（水）午後5時15分までに到着したものに限り受け付けます。 ◎持参による場合は、必ず職員へ手渡しすることとし、令和5年2月1日（水）午後5時15分までに提出されたものに限り受け付けます。（土・日曜日は警備員が常駐しています。）
試験日時	令和5年2月4日（土） ◎受付開始時刻 午前8時30分 ◎試験開始時刻 午前9時
試験会場	鳥取県倉吉児童相談所（倉吉市宮川町二丁目36）
試験結果発表日	令和5年2月8日（水）（予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予定者数	職 務 内 容	勤務場所
一時保護指導員	1名	・一時保護所保護児童の行動観察及び生活指導 ・相談・判定業務の補助に関すること	倉吉児童相談所

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ① 児童指導員任用資格を有する者
 - ② 保育士資格を取得し、2年以上児童福祉施設で従事した者
- (3) 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ④ 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
 また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 試験内容

試 験 種 目	配 点	内 容
作文試験	20点	知識、思考、表現能力等についての試験（60分）
適性検査	20点	業務に対する適正についての検査（20分）
面接試験	25点	人柄、性向、態度についての試験（20分）

5 任用期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 勤務1時間につき1,180円～1,340円 ・上記金額は現段階における予定額です。採用時までには制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>○期末手当 期末手当基礎額（報酬の月額相当額）2.06月分 （6月期1.03月分、12月期1.03月分） ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和5年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100）</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,600円から50,100円までの範囲内で支給します。</p>
福 利	健康保険（地方公務員共済）、厚生年金、雇用保険対象
休 暇	<p>(1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年に10日）が付与されます。</p> <p>(2)特別休暇等 公民権の行使、忌引き、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日及び 勤務時間	<p>週30時間 原則は平日16：00から22：00までですが、日中の時間（6時間）に割り振る場合があります。</p> <p>また、必要に応じて土、日曜日、祝日及び年末年始に割り振る場合があります。</p>
任 用 の 期 間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）

7 受験申込手続

提出書類等	<p>(1)採用試験申込書 1部 ※申込書には顔写真を貼付すること。</p> <p>(2)合否通知用返信用封筒 1通 （受験票返送先の住所・氏名を記載し、84円切手を貼ること）</p> <p>(3)資格免許等の写し等3の受験資格を証明できるもの</p>
提出先	<p>鳥取県倉吉児童相談所 〒682-0881 倉吉市宮川町二丁目36 電話 (0858) 23-1141</p> <p>◎提出書類を鳥取県倉吉児童相談所へ直接持参又は郵送してください。 ◎郵送による場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。 なお、令和5年2月1日（水）午後5時15分までに到着したものに限り受け付けます。</p> <p>◎持参による場合は、必ず職員へ手渡しすることとし、令和5年2月1日（水）午後5時15分までに提出されたものに限り受け付けます。（土・日曜日は警備員が常駐しています。）</p>
その他	<p>(1)提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。 (2)記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 (3)受験希望者には、追って電話にて連絡をします。令和5年2月2日（木）までに電話がない場合は、上記、提出先までお問合せください。 (4)新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた上で、試験を実施します。当日の体調等を確認させていただく場合がありますので、ご承知ください。 (5)車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので申込時にお知らせください。</p>

8 採用予定者の決定方法

作文試験、面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。

ただし、各得点又は合計した得点が、それぞれの一定の基準に満たない場合は不合格とします。

試験順位により採用予定者とならなかった方のうち、一定の得点にある方については、資格要件を満たしている場合に限り、倉吉児童相談所の会計年度任用職員のうち、他の職種で欠員が生じた場合や採用予定者の採用辞退又は取消があった場合に採用候補者とする場合があります。なお、採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。

9 試験結果の発表

全ての受験者に文書にて結果を通知します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）**が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等**写真により受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の可否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点	合格発表日から1ヵ月	鳥取県倉吉児童相談所

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に84円切手を貼った宛先明記の通知用封筒（定型長3（23cm×12cm））を持参してください。

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）
- (2) 受験の際は、筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き、以外には利用しません。

13 試験会場

